

令和元年7月16日

【長寿社会課】

課長 瀬戸 裕之

内線 4040 外線 225-1415

## 介護職員等特定処遇改善加算取得促進セミナーの開催について

### 1 目的

本年10月の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算が創設されることとなった。介護職員の確保・定着のために、対象の事業者に向けてセミナーを開催し、当該加算の取得にかかる支援を行うもの。

### 2 開催日時

第1回 令和元年7月18日（木）13時30分～16時30分

第2回 令和元年7月19日（金）13時30分～16時30分

※各回同内容

### 3 開催場所 石川県庁11階 1102会議室

### 4 主催 石川県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター 石川支部）

### 5 出席者

介護保険事業者、市町介護保険担当者

約240名（各回とも約120名の出席）

### 6 講師

【第一部】厚生労働省 老健局 老人保健課 企画法令係

木村 直哉（きむら なおや）氏

【第二部】藤野経営労務管理事務所 副所長（千葉市）

藤野 和良（ふじの かずよし）氏

### 7 参加費 無料

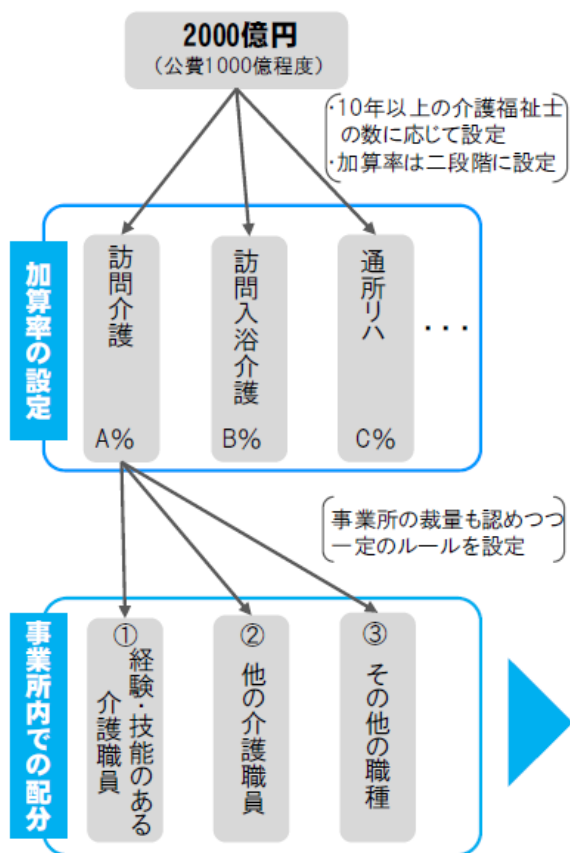
## 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

社保審一介護給付費分科会  
第168回(H31.2.13)資料1 一部修正

### ○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。  
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

国費210億円程度  
※ 改定率換算+1.67%



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保  
→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現  
※小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
  - ▶ 平均の処遇改善額が、
    - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
    - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定  
※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能  
※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能

